

令和8年9月15日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うち電気掃除機(自走式)1件、スピーカー(充電式)1件、
リチウム電池内蔵充電器1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 5件
(うちエアコン(室外機)1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
スピーカー(充電式)2件、照明器具(充電式)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。(管理番号：A202500492、A202500503、A202500527を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：松本、上田(俊)、別所、箭竹、上田(謙)

電 話：03(3507)9204(直通)

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、松本、中谷

電 話：03(3501)1511(内線)4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500492	令和7年7月11日	令和7年8月20日	電気掃除機(自走式)	T2182	アンカー・ジャパン株式会社	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 調査の結果、当該製品は、バッテリーに内蔵されたリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、事故原因の特定には至らなかった。	愛知県	令和7年8月22日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202500503	令和7年7月9日	令和7年8月22日	スピーカー(充電式)	A3305	アンカー・ジャパン株式会社	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルの製造工程での管理不十分により、電池セルが内部短絡して出火したものと推定される。	大阪府	令和7年8月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A202500527	令和7年7月10日	令和7年8月28日	リチウム電池内蔵充電器	A1263	アンカー・ジャパン株式会社	火災	駅のホームで当該製品をリュックサックに入れていたところ、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルの製造工程での管理不十分により、電池セルが異常発熱して出火したものと推定される。	愛知県	令和7年9月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600654	令和8年8月24日	令和8年9月10日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品から出火したのか他の要因も含め、現在、原因を調査中。	奈良県	
A202600655	令和8年7月23日	令和8年9月11日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和8年9月3日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月9日
A202600656	令和8年7月14日	令和8年9月11日	スピーカー(充電式)	火災	異臭が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月26日
A202600657	令和8年8月1日	令和8年9月11日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	令和8年8月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月1日
A202600658	令和8年7月6日	令和8年9月11日	照明器具(充電式)	火災	当該製品を他社製の充電ケーブル及びACアダプターを接続して充電中、発煙に気づき確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年9月3日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし